

技術名称：環境配慮型アスファルト防水工法  
「ストライプ&クリーン工法（冷熱併用省力化工法）」

I. 概要

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

田島ルーフィング株式会社  
代表取締役社長 田島 国雄  
東京都千代田区岩本町3-11-13

1.2 技術の名称

環境配慮型アスファルト防水工法「ストライプ&クリーン工法（冷熱併用省力化工法）」

1.3 技術の概要

本工法は、一般平面部の第1層目として、自着層を部分的にストライプ状に設けた特殊な構成の下張り専用の改質アスファルトシートを冷工法（自着工法）で施工し、第2層目のルーフィングを低発煙・低臭性の防水工事用アスファルトによる熱工法にて施工する、冷熱併用型のアスファルト防水2層工法である。

1.4 適用範囲等

本工法は建築物の屋根の防水層の形成に適用され、鉄筋コンクリート造等のコンクリート下地を主な対象としている。

2. 開発の趣旨

従来のアスファルト防水熱工法は、防水工事用アスファルトを用いてアスファルトルーフィングを3～4層積層して防水層を形成する工法である。このアスファルト防水熱工法には、水密的信頼性が高い反面、次のような問題点がある。

- (1) 防水工事用アスファルトを作業現場で溶融するため、溶融アスファルトから発生する煙、臭気により環境上の問題が発生する場合がある。
- (2) ルーフィングを3～4層積層して防水層を形成するため、使用材料及び作業工程数が多く作業効率上の問題がある。

本工法は、特殊な構成の下張り専用の改質アスファルトルーフィングシートと低発煙・低臭性の防水工事用アスファルトを使用した冷熱併用型のアスファルト防水2層工法で平面部防水層を形成することにより、作業工程数及び防水層の重量を削減し、さらに環境への影響の軽減を図ることを目的として開発を行ったものである。

3. 開発の目標

- (1) 第1層目を特殊な構成の下張り専用の改質アスファルトルーフィングシートを冷工法で施工し、第2層目を防水工事用アスファルトによる熱工法にて施工することにより、在来工法によるアスファルト防水と同等の防水性能を有すること。

- (2) 本工法で施工することにより、アスファルトの使用量を削減し、作業・周辺環境に対する影響を軽減すること。
- (3) 在来工法によるアスファルト防水層と比較して、防水層の重量を削減すること、作業工程数の削減及び施工の簡易化により作業効率が向上すること。

#### 4. 審査証明の方法

依頼者から提出された審査証明資料により、本技術の効果を確認することとした。

- (1) 第1層目を特殊な構成の下張り専用の改質アスファルトルーフィングシートを冷工法で施工し、第2層目を防水工事用アスファルトによる熱工法にて施工することにより、在来工法によるアスファルト防水と同等の防水性能を有することに関する確認
  - ① 本工法による防水層と在来工法によるアスファルト防水層との引張試験による抗張積の比較
  - ② 本工法による防水層と在来工法によるアスファルト防水層とのメンブレン防水層の性能評価試験による結果の比較
- (2) 本工法で施工することにより、アスファルトの使用量を削減し、作業・周辺環境に対する影響を軽減することに関する確認
  - ① 低発煙・低臭性の防水工事用アスファルトと一般防水工事用アスファルトとの発煙量・臭気濃度の比較
  - ② 本工法と在来工法との防水工事用アスファルト使用量の比較
  - ③ 本工法と在来工法との施工時の燃料使用量及び二酸化炭素発生量の比較
- (3) 在来工法によるアスファルト防水層と比較して、防水層の重量を削減すること、作業工程数の削減及び施工の簡易化により作業効率が向上することに関する確認
  - ① 本工法による防水層と在来工法による防水層との防水層重量の比較
  - ② 本工法による防水層と在来工法による防水層との作業工程数の比較
  - ③ 本工法による防水層と在来工法による防水層との必要作業日数、のべ作業員数の比較

#### 5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

#### 6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

#### 7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

- (1) 第1層目を特殊な構成の下張り専用の改質アスファルトルーフィングシートを冷工法で施工し、第2層目を防水工事用アスファルトによる熱工法にて施工することにより、在来工法によるアスファルト防水と同等の防水性能を有するものと判断される。
- (2) 本工法で施工することにより、アスファルトの使用量を削減し、作業・周辺環境に対す

る影響を軽減するものと判断される。

- (3) 在来工法によるアスファルト防水層と比較して、防水層の重量を削減すること、作業工程数の削減及び施工の簡易化により作業効率が向上するものと判断される。

## 8. 留意事項及び付言

- (1) 本工法の適用にあたっては、建物の種類、防水部位に相応した適切な防水仕様の選定と施工計画の立案を行う必要がある。
- (2) 施工にあたっては、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
- (3) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアル等について事前に十分に理解するように配慮すること。
- (4) 施工マニュアルの一層の充実を図り、防水技術の向上に努めること。

## 9. 審査証明経緯

- (1) 建築施工技術・技術審査証明事業において、1998年3月17日付け審査証明第9802号で技術審査を完了した。
- (2) 2003年2月27日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、建築物等の施工技術及び保全技術・建築技術審査証明事業において、2003年3月17日付けBCJ-審査証明-30で技術審査を完了した。
- (3) 2007年9月26日付けで依頼された本技術に関する変更について技術審査を行い、2007年11月16日付けで技術審査を完了した。
- (4) 2010年11月8日付けで依頼された本技術に関する変更について技術審査を行い、2011年1月17日付けで技術審査を完了した。
- (5) 2015年9月28日付けで依頼された本技術に関する更新及び変更について技術審査を行い、2015年11月24日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2021年1月16日まで）とする。
- (6) 2020年1月21日付けで技術名称及び仕様番号の変更があった。
- (7) 2020年9月15日付けで依頼された本技術に関する更新及び変更について技術審査を行い、2020年11月19日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2026年1月16日まで）とする。